

医政医発 0226 第 2 号
令和 3 年 2 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士の
登録済証明書の取り扱いについて（依頼）

現在、診療放射線技師、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士の籍又は名簿に登録した者であって、就職等で早急に免許証を必要とする者に対して、登録済証明書を発行しているところです。

例年、3月から5月にかけて申請が集中し、登録済証明書の発行までに時間を要しているため、このたび、資格確認の迅速化を図り、申請者の利便性向上を目的として、申請者が自身の登録済証明書を WEB 上で確認し、印刷するための「医師等免許登録確認システム」(<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>)を当省ホームページに設け、令和3年2月26日から稼働することとしました。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続を円滑に実施できるよう、貴管下の関係養成所、関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能であることを申し添えます。

また、別添のリーフレット「診療放射線技師・視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士の皆様へ」を作成しましたので周知に際しご活用ください。（厚生労働省ホームページ資格申請案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html）「オンライン申請の手順」よりご覧いただけます。）